

## 系列会社取り扱い基準の考え方（新旧対比早見表）

No.	項目	改正基準 (改正：令和8年3月27日7建企第258号)	現行基準 (改正：令和22年11月2日22建企第415号)
1	資本的関係	以下のいずれかに該当する二者以上の場合 ①子会社等と親会社等の関係にある場合 ②親会社等と同じくする子会社等同士の関係にある場合	以下のいずれかに該当する二者以上の場合 ①子会社と親会社との関係にある場合 ②親会社と同じくする子会社同士の関係にある場合
		子会社等 (1)会社がその総株主の議決権の過半数を有する株式会社 (2)その他の当該会社がその経営を支配している法人として法務省令で定めるもの (3)会社以外の者がその経営を支配している法人として法務省令で定めるもの	子会社 (1)会社がその総株主の議決権の過半数を有する株式会社
		親会社等 (1)株式会社（子会社）の議決権の過半数を有する会社 (2)その他の当該株式会社の経営を支配している法人として法務省令で定めるもの (3)株式会社の経営を支配している者（法人であるものを除く。）として法務省令で定めるもの	親会社 (1)株式会社（子会社）の議決権の過半数を有する会社
2	人的関係	以下のいずれかに該当する二者以上の場合 ①役員の兼任 ②役員と管財人の兼任 ③管財人の兼任 ※監査等委員である取締役、指名委員会等設置会社における取締役、社外取締役、定款により業務を執行しない取締役、監査役、執行役員は、役員には該当しない。	以下に該当する二者以上の場合 ①役員の兼任 ※監査役、執行役員は、役員には該当しない。
3	その他の関係	入札の適正さが阻害されるおそれがある場合 以下のいずれかに該当する二者以上の場合 ①組合とその構成員が同一の入札に参加している場合。 ②その他上記No.1又はNo.2と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。	複合的關係 上記、No.1、No.2が複合して該当する二者以上の場合
4	適用日	令和9年4月1日から適用	令和9年3月31日をもって適用終了（廃止）
5	受付	令和8年3月31日まで	随時受付
		令和8年4月1日以降	令和8年4月1日から随時受付開始 随時受付 令和9年3月31日をもって受付終了
		令和9年4月1日以降	受付継続 ※改正基準に移行
6	届出方法	令和8年3月31日まで	紙提出
		令和8年4月1日以降	電子申請 長崎県土木部（建設企画課）のホームページから入力申請できます。
		令和9年4月1日以降	電子申請 長崎県土木部（建設企画課）のホームページから入力申請できます。 ※改正基準に移行
7	入札参加規制	令和9年4月1日から入札参加規制開始	受付後、即日入札参加規制
8	届出する場合の考え方	現行基準に該当しない場合、かつ、改正基準に該当する場合の届出 →「改正基準に該当する」として届出	現行基準に該当する場合の届出 →「現行基準に該当する」として届出
注	入札参加資格申請先 (担当窓口)	入札参加資格の新規、変更、廃止については、監理課へ申請してください。 長崎県土木部監理課 建設業指導班（〒850-8570 長崎市尾上町3-1 TEL095-894-3015）	
注	系列会社申請先 (担当窓口)	系列会社の未届出を含め、新規、変更、廃止については、建設企画課へ申請してください。 長崎県土木部建設企画課 公共工事契約指導班（〒850-8570 長崎市尾上町3-1 TEL095-894-3027）	